



令和五年度

社会福祉法人若萌会

# みどり保育園

## 重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、(福)若萌会みどり保育園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

## 1 施設運営主体

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 名 称   | 社会福祉法人 若萌会        |
| 所在地   | 東松山市大字石橋 1635 番 9 |
| 電話番号  | 0493-24-0010      |
| 代表者氏名 | 理事長 佐藤翼           |

## 2 利用施設

|        |  |     |
|--------|--|-----|
| 施設の種類  | 保育所  |     |
| 施設の名称  | みどり保育園                                       |     |
| 施設の所在地 | 東松山市大字石橋 1635 番 9                            |     |
| 連絡先    | 電話番号：0493-24-0010<br>FAX：0493-24-1222        |     |
| 管理者    | 園長 佐藤翼                                       |     |
| 対象児童   | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童 |     |
| 利用定員   | 満3歳以上の児童                                     | 36人 |
|        | 満1歳以上満3歳未満の児童                                | 18人 |
|        | 満1歳未満の児童                                     | 06人 |
| 開設年月日  | 平成16年 4月 1日                                  |     |

## 3 サービスの目的・運営方針

みどり保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たって、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

「注記」

ここでいう「養護」とは、保育指針における「子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わり」のことです。

ここでいう「教育」とは、保育指針における「子どもが健やかに成長し、その活動が豊かに展開されるための発達の援助」のことです。

- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援を行うよう努めます。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1)施設

|    |      |              |
|----|------|--------------|
| 敷地 | 敷地全体 | 1947.80㎡     |
|    | 園庭   | 1165.18㎡     |
| 園舎 | 構造   | 木造アルミニウム板平屋建 |
|    | 延べ面積 | 416.99㎡      |

##### (2)主な設備

| 設備   | 部屋数 | 備考   |
|------|-----|--|
| 乳児室  | 1室  | 冷暖房  |
| ほふく室 | 1室  | 床暖房、冷暖房  |
| 保育室  | 4室  | すみれ組（満2歳児クラス）<br>たんぽぽ組（満3歳児クラス）<br>もも組（満4歳児クラス）<br>さくら組（満5歳児クラス）について各1室<br>床暖房、冷暖房 |
| 遊戯室  | 1室  | 床暖房、冷暖房  |
| 調理室  | 1室  | スチームコンベクションオープン完備  |
| 医務室  | 1室  | 簡易ベッド、薬、冷暖房  |
| 事務室  | 1室  | 冷暖房  |
| 倉庫   | 1室  |  |
| 外トイレ | 1室  |  |

#### 5 職員の設置状況

| 職種    | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考      |
|-------|----|----|-----|---------|
| 園長    | 1  | 1  |     |         |
| 主任保育士 | 1  | 1  |     |         |
| 保育士   | 13 | 10 | 3   |         |
| 調理員   | 3  |    | 3   |         |
| 事務員   | 1  |    | 1   |         |
| 嘱託医   | 2  |    | 2   | 内科医、歯科医 |

当園では、「埼玉県児童福祉法施行条例（平成24年12月25日埼玉県条例第68号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

### <各職種の勤務体系>

| 職 種 | 勤務体系                 |
|-----|----------------------|
| 園 長 | 正規の勤務時間帯（8：30～17：30） |
| 保育士 | 正規の勤務時間帯（7：00～18：30） |
| 調理員 | 正規の勤務時間帯（8：30～16：00） |
| 事務員 | 正規の勤務時間帯（8：30～17：30） |

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 6 保育を提供する日

保育を提供する日は、原則として月曜日から土曜日までとします。

ただし、日曜日、年末年始（12月29日から1月3日）及び、国民の祝日に関する法律に定める祝祭日は休園となります。

## 7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時00分から18時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

「注：土曜保育は18時で閉所となります」

### (2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、30分単位で時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

「注：土曜保育は18時で閉所となります」

## 8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

### (2) 外部指導

みどり保育園では、就学を見据えて独自の外部指導を組み合わせ、教育に取り組んでいます。

- ・そろばん指導 : 4歳児から5歳児
- ・英語指導 : 2歳児から5歳児
- ・ひらがな書き方指導 : 5歳児
- ・音楽指導 : 0歳児から5歳児
- ・体育指導 : 3歳児から5歳児

### (3) 教育機関との連携

みどり保育園では、近隣の教育機関（青鳥小学校）との密接に連携し小学生との交流により就学への意欲の増加、不安感を軽減する事に取り組んでいます。

### (4) 地域との連携

みどり保育園では、地域の高齢者によるサロン活動を応援しています。高齢者との交流により、世代を超えた学びあいに取り組んでいます。

### (5) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

| 年齢  | 午前間食   | 昼食      | 午後間食 | 備考 |
|-----|--------|---------|------|----|
| 0歳児 | 9時30分頃 | 11時頃    | 15時頃 |    |
| 1歳児 | 9時30分頃 | 11時頃    | 15時頃 |    |
| 2歳児 | 9時30分頃 | 11時頃    | 15時頃 |    |
| 3歳児 |        | 11時00分頃 | 15時頃 |    |
| 4歳児 |        | 11時00分頃 | 15時頃 |    |
| 5歳児 |        | 11時00分頃 | 15時頃 |    |

※ 献立表は毎月別途メールにてお知らせします。

※ 月齢（1歳児未満）に応じて離乳食を提供しています。

※原則としてアレルギー食には対応しておりませんが、入園後に発症した場合に限り、アレルゲン除去食を保護者と園の協議の上、対応いたします。

※アレルゲン代替食には対応しておりませんので、食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば、必ず事前に看護師（第二みどり保育園園長）へ職員を通じてお知らせください。

お知らせがない場合、アレルギーを起因とする症状への一切の責を負うことはできません。

## 9 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）  
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等  
(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。  
お支払方法については、別途お知らせします。

## 10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1)利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2)児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3)その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科医

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| 医療機関の名称 | 医療法人 松山クリニック            |
| 医 院 長 名 | 松山 眞紀子                  |
| 所 在 地   | 東松山市殿山町 30-5            |
| 電 話 番 号 | 0 4 9 3 - 2 2 - 6 9 5 5 |

### (2) 歯科医

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| 医療機関の名称 | 医療法人 大塚歯科医院             |
| 医 院 長 名 | 大塚 幟                    |
| 所 在 地   | 東松山市石橋 1716-1           |
| 電 話 番 号 | 0 4 9 3 - 2 4 - 6 2 2 1 |

## 12 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する連絡先等へ速やかに連絡を行います。

別紙、「連絡簿」をご記入頂き、担任へ提出してください

### 1 3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

|                       |  |                          |
|-----------------------|--|--------------------------|
| <p>当園<br/>ご利用相談窓口</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口担当者 主任保育士：井川 由美</li> <li>・責任者 園 長：佐藤 翼</li> <li>・ご利用時間 8：30～ 17：30</li> <li>・電話番号 0493-24-0010</li> <li>F A X 0493-24-1222</li> <li>・メール jimu0310@midorinursery.jp</li> </ul> <p>担当者が不在の場合は当園職員までお申し出ください。</p> |                          |
| <p>第三者委員</p>          | <p>山川宏之</p>  | <p>電話番号 048-56-5874</p>  |
|                       |  | <p>税理士</p>               |
|                       | <p>佐藤雄治</p>  | <p>電話番号 0493-24-1331</p> |
|                       |  | <p>NPO 法人理事</p>          |

### 1 4 非常災害時の対策

|                        |  |
|------------------------|--|
| <p>非常時の対応</p>          | <p>別途に定める、消防計画書により対応いたします。</p>   |
| <p>防災設備</p>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有</li> <li>・誘導灯 有</li> <li>・ガス漏れ報知機 有</li> <li>・非常警報装置 有</li> <li>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有</li> <li>・備蓄食料、飲料水、簡易トイレ、防寒器具 有</li> </ul> |
| <p>避難・消火・防犯<br/>訓練</p> | <p>避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。<br/>年に1回は、消防署の立会訓練を実施します。<br/>年に1回は、園児引き取り訓練を実施します。<br/>年に1回は、防犯訓練を実施します。</p>   |

## 1 5 利用者に対するの保険の種類

当園では、以下の保険に加入しています。

|    |  |
|----|--|
| 種類 | 保育所の損害補償（社会福祉施設総合損害補償）<br>引受保険会社「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」 |
| 内容 | 賠償事故、園児の傷害事故、個人情報漏えい時の対応等                          |

## 1 6 当園におけるその他の留意事項

|                    |  |
|--------------------|--|
| 喫煙                 | 当園の敷地内はすべて禁煙です。  |
| 宗教活動、政治活動、<br>営利活動 | 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。  |
| 駐車場の利用             | 近隣のご迷惑となるため、路上駐車やご家庭の前への駐車はおやめください。<br>駐車場内での事故は当事者同士で解決して下さい。<br>駐車場内におけるいかなる事故も当園では責任を負いません。<br>お子様の安全のためにも、保護者へ引き渡しが終わりましたら、園児から手及び目を離さずに保護者責任の下、速やかに車へお戻りください。<br>埼玉県条例により駐停車中のアイドリングは禁止されています。駐停車中は、エンジンを止めてください。 |
| 園児引き渡し後の対応         | 園児を保育者から保護者へ引き渡し後に発生した園内及び園外での事故や怪我等に関しては保護者の責任とし、当園では責任を負いません。  |



## 別表

### 1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

| 項目              | 内容、負担を求める理由及び目的                     | 金額                  |
|-----------------|-------------------------------------|---------------------|
| 2号認定こどもに係る幼児主食費 | 主食となる米穀類等の購入補助として                   | 月額 2,000 円          |
| 3歳児以上に係る副食費     | 保育無償化による副食費の実費徴収に伴う保護者負担            | 月額 4,500 円          |
| 保護者会費           | 夕涼み会、遠足、クリスマス会、運動会で利用する材料や卒園記念品、保険代 | 月額 600 円            |
| 秋の遠足費           | バス代、入園料金を一部負担                       | 保護者会で決定する遠足場所で変わります |

### 2 時間外保育に係る利用者負担

500 円/30 分 (兄弟においても 1 人の利用料金とします)

※当園の電波時計において閉所時間である 18 時 30 分を超過した場合、以降も 500 円/30 分とします

### 3 その他 (保護者・園児任意項目)

「3歳児から」

|       |         |
|-------|---------|
| 夏体操服上 | 3,200 円 |
| 夏体操服下 | 2,750 円 |
| 冬体操服上 | 5,050 円 |
| 冬体操服下 | 4,260 円 |
| 通園バッグ | 6,100 円 |

※2023/4/1 時点 税込金額

「4歳児から」

|        |         |
|--------|---------|
| メロディオン | 5,650 円 |
|--------|---------|

※2023/4/1 時点 税込金額

「教材費」

|       |         |
|-------|---------|
| 0歳児   | 1,760 円 |
| 1、2歳児 | 1,260 円 |
| 3歳児   | 5,170 円 |
| 4歳児   | 5,740 円 |
| 5歳児   | 5,970 円 |

※2023/4/1 時点 税込金額

※上記以外にも、保育の質向上のため変更・追加となる場合があります。その際は各ご家庭に連絡いたしますので、ご了承ください。



# 重 要 事 項 同 意 書

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：みどり保育園

説明責任者職名：園長

氏名 佐藤 翼

-

私は、本書面に基づいてみどり保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和5年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：

## 個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

みどり保育園

園長 佐藤翼 様

令和5年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：